

議案第100号

藤岡市世界遺産高山社跡交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

藤岡市世界遺産高山社跡交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年11月29日提出

**平成30年11月29日可決**

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

藤岡市世界遺産高山社跡交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市世界遺産高山社跡交流センターの設置及び管理に関する条例（平成28年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「藤岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条第1号中「及び展示品等を損傷し、又は汚損する」を「、展示品等を損傷し、汚損し、又は滅失する」に改める。

第6条第1項から第3項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項第3号中「又は設備を損傷する」を「、設備、展示品等を損傷し、汚損し、又は滅失する」に改める。

第7条及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「又は展示品等を損傷し、又は滅失した」を「、展示品等を損傷し、汚損し、又は滅失した」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。